

幼稚園施設整備指針改正案（幼稚園における特有の留意点に係る規定のみ）

指針に反映させる報告書中の記述	幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）
<p>緊急避難場所までの避難経路に避難階段を設ける場合には、段差の寸法や二段手すり等の工夫を施すことが重要である。</p>	<p>第3章 園舎計画 第1 基本的事項 3 安全かつ円滑な動線に配慮した計画 (6) 3歳児や障害のある幼児の日常の動線や避難動線に十分配慮して計画することが重要である。</p> <p>第3 共通空間 2 廊下, 階段等 (1)空間構成, 位置等 ①廊下, 階段, スロープ等は, 安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模, 配置等を計画することが重要である。 (2)面積, 形状等 ①必要な照度を確保し, 過度の混雑を生じることのない安全な幅, 形状等とすることが重要である。特に, 吹抜け等に面した階段では, 墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。 ②車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積を確保し, 段差がある箇所はスロープ等を設置することが望ましい。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）
	<p>第5章 詳細設計</p> <p>第6 その他</p> <p>2 手すり</p> <p>(1)階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さ十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、幼児の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。</p> <p>(2)廊下・階段等の手すりは、幼児が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>(2)廊下・階段等の手すりは、幼児が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。なお、<u>幼児の体格に合わせ、二段手すりを設置することも重要である。</u></p>